

令和5年8月一部改定

練馬区保育課参考様式

感染症届出書（保護者記入）

保育ルームふていば

園児名

	疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱がなく、普段の食事が食べられること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が食べられること
	ヘルパンギーナ	発熱がなく、普段の食事が食べられること
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	熱が下がり、機嫌や全身状態が良いこと
	伝染性膿痂疹（とびひ）	治療を受け、改善傾向にあること
	その他 ()	医師の指示により

施設長様

令和 年 月 日 病院（医院）において

上記疾患の診断を受けました。

症状が回復しましたので、登園いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、感染症届出書の記入および提出をお願いします。